一般化復興住宅入居者募集 優先入居基準

第1 震災前に居住していた地区への入居を希望する世帯



第2 復興事業の実施に伴って移転を余儀なくされる世帯または復興事業の計画変 更に伴って復興住宅への入居が遅延する世帯



第3 被災時に釜石市に住民登録をしていた世帯



第4 その他被災世帯(被災時に市外に住民登録していた世帯等)



- 第5 ① 東日本大震災を契機として住宅を失った世帯(アパート等の賃借人が自己 都合によらずに退去せざるを得なくなった世帯等)
 - ② 修繕や補修では住宅としての機能を回復することができない程度の損傷の場合で住宅を解体した世帯(市が危険と判断し既に解体した場合。)
 - ※ ①、②の場合、収入が一定の基準を超える場合は申し込みができません。



第6 東日本大震災を契機として現在釜石市内の仮設住宅に入居しており、自主再建が困難である世帯



第7 一般の入居応募者

※1優先入居基準第1に該当し、かつ、第2に該当する世帯は最優先となります。